

会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第51回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	令和6年7月2日（火）午前10時00分～午後0時13分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室	
出席者		出席委員 5人 委員長 佐藤直人 委員 副委員長 本多龍雄 委員 委員 植田哲 委員 宮岡秀峰 委員 矢板ゆき江 委員
	選定アドバイザー	間瀬勝一、木全義男
	担当課	コミュニティ文化課長 中川法子 コミュニティ文化課文化推進係長 津端友佳理 コミュニティ文化課文化推進係主事 天利将也
	事務局	企画政策課長 富田絵実 企画政策課企画政策係長 中島広樹 企画政策課企画政策係主任 兼堀義信 公共施設マネジメント推進担当課長 田中克知 企画政策課企画政策係主査 郷古陸
傍聴の可否	可 一部不可 <u>不可</u>	
会議次第	1 開会 2 委員長の互選について 3 副委員長の互選について 4 会議録作成について 5 小金井市民交流センターの指定管理者の公募について 6 その他 7 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

第51回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和6年7月2日（火）午前10時00分～午後0時13分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 5人

委員長 佐藤直人 委員

副委員長 本多龍雄 委員

植田 哲 委員

宮岡秀峰 委員

矢板ゆき江 委員

欠席委員 0人

選定アドバイザー

間瀬勝一

木全義男

担当課職員

コミュニティ文化課長 中川法子

コミュニティ文化課文化推進係長 津端友佳理

コミュニティ文化課文化推進係主事 天利将也

事務局職員

企画政策課長 富田絵実

企画政策課企画政策係長 中島広樹

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 田中克知

企画政策課企画政策係主査 郷古陸

（午後10時00分開会）

◎富田企画政策課長 本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員長の互選まで司会進行を務めます、企画政策課長の富田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、委嘱状でございますが、あらかじめ机上に配付させていただいております。任期につきましては、令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなっております。どうぞよろ

しくお願いいたします。

それでは改めまして、第51回小金井市指定管理者選定委員会を開会いたします。

まず、資料を確認させていただきます。

事前にメールで送付をいたしました「次第」、資料1といたしまして「指定管理者選定委員会（第10期）委員名簿」、資料2といたしまして「小金井市における指定管理者制度」、資料3「令和6年度指定管理者選定委員会の開催について」、資料4「小金井市民交流センター指定管理者募集要項」から始まる審査関係資料一式となっております。

また、参考資料といたしまして、小金井市民交流センターのパンフレット及び利用案内、市民交流センター条例及び施行規則について、配付をいたしております。

過不足がないか御確認いただき、もし何かございましたらお知らせいただけますでしょうか。

それでは、本日は任期初めての会議でございますので、お一人ずつ委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

資料1を御覧ください。五十音順にお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。

(各委員自己紹介)

◎富田企画政策課長 ありがとうございます。

なお、選定アドバイザーのお二方は、後ほど次第の5で御紹介をさせていただきますので、その際よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局を担当いたします企画政策課の職員を御紹介いたします。

企画政策課企画政策係長の中島でございます。

◎中島企画政策係長 中島です。よろしくお願いいたします。

◎富田企画政策課長 同じく主任の兼堀でございます。

◎兼堀企画政策係主任 兼堀です。よろしくお願いいたします。

◎富田企画政策課長 公共施設マネジメント推進担当課長の田中でございます。

◎田中公共施設マネジメント推進担当課長 田中でございます。よろしくお願いいたします。

◎富田企画政策課長 同じく公共施設マネジメント推進担当をしております、主査の郷古でございます。

◎郷古企画政策係主査 郷古と申します。よろしくお願いいたします。

◎富田企画政策課長 事務局は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、指定管理者制度の趣旨及び本委員会につきまして、簡単に説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を目的とした制度でございます。指定管理者制度の実施には、本委員会の答申を経て、市議会で指定管理者の指定について議決される必要がございます。現在、本市では、資料にございます9つの施設について、指定管理者制度を用いて管理しております。

次に、本委員会では、指定管理者の候補者の選定について、市長等の諮問に応じて調査及び審議をしていただく、市の附属機関となります。

2 ページ目の指定管理者選定委員会の流れを御覧ください。

本委員会で委員の皆様にご審議していただく内容といたしましては、公募の場合と非公募の場合の2種類がございます。

まず、公募の場合は、1 回目に指定管理者の募集要項と選定基準についての審議、2 回目に1 次審査として書類審査、3 回目に2 次審査としてプレゼンテーション等を実施し、候補者の選定となります。

非公募の場合は、非公募の理由の説明及び候補者の審査を実施し、候補者の選定となります。

本日は、資料3のとおり、1 件の公募案件について、募集要項及び選定基準について御審議をいただきたいと思っております。

ここまでの説明で、御質問、御不明などがございましたらお知らせください。

続いて議事に入っております。次第2、委員長の互選についてです。

委員長の選出につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。

御意見などございましたらお願いいたします。

◎委員 前期でも委員長を務められ、意見の取りまとめにもたけていらっしゃる、■■■■委員を委員長に推薦いたします。

◎富田企画政策課長 ありがとうございます。

ただいま、■■■■委員を委員長に推薦する声がありました。■■■■委員に委員長をお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎富田企画政策課長 ありがとうございます。

それでは、御異議がありませんので、■■■■委員に委員長をお願いしたいと思います。

委員長に選出されました■■■■委員から、御挨拶をお願いいたします。

(委員長挨拶)

◎富田企画政策課長 ありがとうございます。

委員長が選出されましたので、議事進行を委員長と交代いたします。これより先は委員長をお願いいたします。

◎委員長 それでは続きまして、次第3、副委員長の互選を行います。

副委員長の選出につきましても、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることになっておりますので、適切な方がおられましたら、御推薦をお願いいたします。

◎委員 副委員長においては、■■■■委員を推薦いたします。

◎委員長 ただいま、■■■■委員を副委員長に推薦する声がありました。■■■■委員に副委員長

をお願いすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、異議なしという声がありました。異議がございませんので、 委員に副委員長をお願いいたしたいと思います。

それでは、副委員長に選出されました 委員から、御挨拶をお願いいたします。

(副委員長挨拶)

◎委員長 どうもありがとうございました。

当委員会は、5人という少ない委員数でございます。それぞれ専門的立場から、積極的な御発言をお願いいたしたいと思います。

それでは続きまして、次第4、会議録作成についてです。

事務局の説明を求めます。

◎富田企画政策課長 会議録の作成につきましては、第9期同様、原則として全文記録とさせていただきます。ただし、個々の委員の発言部分につきましては、氏名は記載せず、「委員長」または「委員」とし、発言者が特定できない形とさせていただきます。

なお、質疑内容のうち、事業者の事業運営上、また、競争上の地位を害するおそれがあると判断される部分がある場合等については、その部分は黒塗りにして公開させていただきたいと考えております。

なお、公表の時期は、選定が終了いたしましてから、公表する予定でございます。

◎委員長 ありがとうございます。

事務局から説明がありましたが、この件に関しまして、事務局から説明いただいたとおりということよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 御異議ございませんでしたので、会議録は、発言委員名、それから非公開情報を除きまして、原則的に全文記録とすることと決定いたしました。

それでは、次第5、小金井市民交流センターの指定管理者の公募についてを議題といたします。

本日は、小金井市長から諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

◎中川コミュニティ文化課長 本来でしたら市長から読み上げるところでございますが、コミュニティ文化課長の私から、代読させていただきたいと思います。

小企企発第101号

令和6年7月2日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 様

小金井市長 白井 亨

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和6年度諮問第1号

小金井市民交流センターの指定管理者の公募について

(1) 指定管理者公募施設

名 称 小金井市民交流センター

所在地 小金井市本町六丁目14番45号

(2) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 諮問に係る提出書類

指定管理者募集要項

業務の基準

提案書作成要項及び提案書の様式

評点票及び評点票の対照表

申請書等

◎委員長 ただいま、小金井市長から1件の諮問を受けました。

事務局から、本日の進行等について、説明をお願いいたします。

◎富田企画政策課長 本日の案件は、次第にお示しのとおりでございます。今回、市民交流センターの公募に当たって、条例第16条第8項に基づき、文化施設の管理運営に関して専門的知識を有する選定アドバイザーのお二方に、参考となる御意見をいただくためにお越しいただいております。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、自己紹介をお願いいたします。

(各選定アドバイザー自己紹介)

◎富田企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、担当課の出席者を御紹介いたします。本日の議題は、コミュニティ文化課の担当となります。

初めに、コミュニティ文化課長の中川でございます。

◎中川コミュニティ文化課長 コミュニティ文化課長の中川と申します。よろしく願いいたします。

◎富田企画政策課長 次に、コミュニティ文化課文化推進係長の津端でございます。

◎津端文化推進係長 津端です。よろしく願いいたします。

◎富田企画政策課長 続きまして、文化推進係主事の天利でございます。

◎天利文化推進係主事 天利と申します。よろしく願いいたします。

◎富田企画政策課長 担当課は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎委員長 今後、小金井市民交流センターについては、公募を行い、候補者を選定することになります。公募に当たっての募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準等について、公募の前に、本委員会に諮問されているものであります。

初めに、本諮問について、選定アドバイザーのお二人から参考となる御意見をいただくため、質疑に加わっていただき、最後に総括意見をいただきたいと思います。

選定委員の皆さん、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 御異議なしと認めます。

それではまず、担当課から説明を受けまして、各委員と選定アドバイザーから質疑をお願いいたします。

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

◎中川コミュニティ文化課長 指定管理者の公募に関しまして、お送りしました資料は、募集要項、業務の基準、提案書作成要項、指定管理者指定申請書、共同事業体の構成の概要様式、共同事業体協定書兼委任書様式、自己資本比率計算書、申請の様式一式、評点票、評点票の対照表になります。

また、委員の方の参考資料として、小金井 宮地楽器ホール利用案内の冊子、三つ折りのパンフレット、小金井市民交流センター条例、小金井市民交流センター条例施行規則をお送りしております。

最初に、募集要項を御覧ください。募集要項1ページ目から説明をまいります。

1、指定管理者制度の趣旨を御覧ください。小金井市の指定管理者制度の概要を記載しております。

下段の(*)の設置目的を御覧ください。こちらに、市民交流センター条例第1条の設置目的を記載しております。

市民交流センター条例第1条においては、優れた音楽、演劇等の文化及び芸術を享受することができる機会の提供、自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場の提供及び市民の多彩な交流活動の推進を図ることの3つを設置目的としており、今回の公募においても、市民交流センターの設置目的を高いレベルで達成できる指定管理者を募集することといたしたいと考えております。

続いて、2の交流センター等の概要を御覧ください。

本市の立地状況、JR中央線武蔵小金井駅の駅前再開発の状況、市の芸術文化に対する基本姿勢などについて記載しております。

2ページの(2)交流センターの概要を御覧ください。

小金井市民交流センターは、JR武蔵小金井駅南口市街地再開発事業の中で、平成18年3月に閉館した小金井公会堂の代替機能に加え、新たに本格的な芸術文化施設としての機能を有

する施設として、オープンしたのが平成24年3月となっております。令和6年度で開設12年目に至っております。

次に、3、募集の概要を御覧ください。施設の名称を御覧ください。

市民交流センターは、平成27年にネーミングライツ（命名権）の制度を導入し、平成27年4月1日から3年間までを1期目、平成30年4月1日からの3年間を2期目、令和3年4月1日からの3年間を3期とし、令和6年4月1日から今回、第4期目に入っております。1期目から継続して、市内に事業所を置く株式会社宮地商会と本市において協定書を締結し、ホールの愛称名を「小金井 宮地楽器ホール」としております。

次に、(2)指定期間を御覧ください。

市民交流センターは、開所当初から指定管理者制度を導入している施設になります。現在の指定管理の期間は、令和2年4月から令和7年3月31日までとなっていることから、今年度中に公募等を行うものです。次回の指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

次に、(3)指定管理者の募集及び選定の方式を御覧ください。

市民交流センターの指定管理者の募集及び選定は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき実施します。具体的には、第1次書類審査、第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）を行うことといたします。審査は、指定管理者選定委員会で行うものとし、選定アドバイザーの方の意見を参考にいたします。

4の指定管理者選定委員等につきましては、募集要項に記載のとおりです。

3ページ目の施設概要を御覧ください。

送付させていただきました、小金井 宮地楽器ホール利用案内の26ページ、27ページに施設の図面が記載されておりますので、併せて御覧いただければと思います。

市民交流センターは、地上5階、地下1階の芸術文化施設でございます。

大ホールについては578席、こちらが3階、4階部分となっております。

1階部分には、定員202名の小ホール、地理的には施設西側のイトーヨーカドー側に当たります。平面図では下側、貸出し可能なマルチパーパスという区画が1階にございます。

地下には、市民ギャラリーと練習室兼会議室が3部屋、このうちの1部屋は分割可能となっております。また、和室兼会議室も1部屋ございます。

大ホールにつきましては、音楽に適したホールでございますが、演劇などの舞台芸術にも広く対応可能なホールとなっております。3階ホワイエ部分には、飲食を提供できる施設を有しております。

1階の小ホールにおいては、音楽演奏、ダンスなどのほか、講演会、展示会、パーティーなど、多目的な利用に適した仕様となっております。

地下の市民ギャラリー、練習室、和室等につきましては、説明を割愛させていただきます。

なお、1階のマルチパーパスにつきましては、常時開放するフリースペースとしての活用の

ほか、貸出し施設としてパネル展示、小ホールとの一体利用なども可能な空間となっております。さらに、令和5年度からは、夏季の猛暑の折、涼を取っていただける、涼み処としても開放しております。

次に、募集要項5ページ、指定管理の業務を御覧ください。

指定管理者の業務につきましては、大きく5点に分けさせていただいております。

まず1点目、芸術文化により地域文化振興を図るための業務でございます。地域文化を掘り起こすことはもちろん、芸術性の高い公演や地域から集客可能な公演、話題性のある公演等の興行にも注力し、観客層の拡大や施設、ひいては小金井市のイメージアップを図る、いわゆる芸術文化公演事業のほか、市民が身近に感じるための事業、それから、ウの市民と協働する創造創作事業とその発信、市民の文化活動や芸術文化に対する支援という、公演等に係る企画部門に加えて、施設の貸出し時においても、単なる部屋貸しではなく、専門的な立場から、必要に応じて利用者の相談に応じ、より良い使用方法などをアドバイスするなどのソフト面に関する事業に係る分野でございます。

2点目の(2)活気に満ちた施設とするための業務でございます。

こちらは、施設及び附帯設備の貸出しに関する業務のほか、利用者の方への案内及びサービスに関する業務、それから、電子システムの導入やその運営、その他施設の運営に関する業務など、貸出しに関するもの、案内、利用者の利便を図っていただくための業務です。

3点目、(3)施設や設備等を良好な状態に保ち、利用者の快適性を高めるための業務、こちらにつきましては、ア、施設、設備、備品等の保守管理及び修繕業務、それから、イ、衛生管理を含む環境維持管理業務、ウ、保安警備業務など、主として施設の維持管理、安全管理に関わる業務です。

特に保安警備につきましては、24時間365日体制とするほか、消防法に係る防火管理業務についても行っていただくものとなります。

4点目、(4)施設や事業をアピールし、積極的な利用を促すための業務につきましては、ホームページやSNSの活用、定期的に発行している広報紙、パンフレット・リーフレット等、主に広報や宣伝に係る業務に関して記載したものになります。それぞれ質の高いものを求めていますと考えております。

続いて、5点目、(5)その他の業務といたしまして、事業計画書及び収支予算書の作成及びそれらの市への提出、また、事業報告書の作成及び市への提出、また、これまで施設がオープンしてから、同じ指定管理者が継続してずっと業務をしていただいておりますが、もし指定管理者の変更等がございましたら、引継ぎ等につきましても実施していただく、いわゆる庶務・経理に関する業務となっているところでございます。

7ページから9ページを御覧ください。

こちらはリスク分担表でございます。9ページのところまで表のとおりとなっております。

次に、9ページ、7、指定管理者の運営基準を御覧ください。

利用料金でございますが、現在の指定期間と同様に、利用料金制度を導入することとし、利用料金や事業収入については指定管理者の収入といたします。

利用料の額につきましては、センター条例に定める範囲において、市長の承認を得て指定管理者が定めることとし、条例において上限を設定しております。

また、施設の使用区分については、条例に定める開館時間の午前9時から午後10時までとなっておりますが、指定管理者が特に必要があると認めるときには、市長の承認を得て変更することができるしております。

(3)関係法規の遵守、守秘義務、安全管理、指定管理者の切替えに係る措置については、割愛させていただきます。

次に、11ページの9、経理に関する事項を御覧ください。

経理についてですが、(1)指定管理者の収入となるものにつきましては、施設及び附帯設備の利用料金、それから、指定管理者の方が行っていただく自主事業のチケット代金等々の事業収入、それから、友の会の会費、市から支出する指定管理委託料、その他、市長が特に認めたものとなっております。

(2)市が負担する費用といたしましては、指定管理委託料として、5年間の総額で9億9,292万2,000円（税抜き）を上限といたします。

これまで指定管理委託料には、施設の光熱水費を含めておりました。令和7年4月1日からの指定管理委託料からは光熱水費を除くこととさせていただきます。そのため、市の負担する費用は、各種負担金、保険料、光熱水費となる見込みでございます。

指定管理委託料から光熱水費を除くに至った経緯でございますが、最近の新型コロナウイルス感染症及びウクライナでの紛争に端を発するエネルギーコスト等の上昇により、長期間にわたる光熱水費の算定が難しくなったことを鑑み、コミュニティ文化課で判断したものとなっております。

次に、(3)指定管理者の経理及び管理口座につきましては、経理業務を行うに当たって指定管理者が注意・配慮すべき事項を記載しております。

次に、12ページの指定管理者募集に係るスケジュール（予定）を御覧ください。

公募から選定までの大まかなスケジュールについて、説明させていただきます。

まず、募集要項の配布期間を、7月23日（火）から8月26日（月）までの1か月間とします。その間の8月13日に、ホールを使っての現地説明会を開催いたします。

質問書の受付は、募集開始の7月23日（火）から、現地説明会終了後の8月16日（金）までといたします。質問に対する回答は、電子メールで質問者に対して一斉回答とさせていただきます。

質問事項につきましては、施設の図面、配線などに関わる質問も想定されますことから、回答内容は一般の公開に付すことなく、質問者の方にメールでお送りさせていただくという対応とさせていただきます。こちらは前回の募集時にも同様の対応としたものになります。

その後、10月17日に第1次審査、25日に第2次審査とし、令和6年12月の第4回小金井市議会定例会に、指定管理者の指定の議案を提出する予定となっております。

次に、15ページの11、応募に関する事項については、17ページの留意事項、その他についてと一緒に説明させていただき、その他の説明は割愛させていただきます。

それでは、17ページの(4)留意事項、ク、その他につきまして、こちらは18ページ、12の評価項目も併せて御覧ください。

12の評価項目、(1)選定委員の評価項目につきましては、20の評価項目を5つの区分でまとめています。この評価項目に対応する評点票も送付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

それぞれの評価項目ごとに5段階で評価し、選定委員のそれぞれの区分ごとの評価項目の合計点が40%に満たない場合、または、区分全体の総合得点が60%に満たない場合は、2次審査を行わずに再度公募を行うことといたします。

まずここで、選定アドバイザーの方の意見を参考として、選定委員の皆様には評価をしていただくこととしたいと思います。

また、事業者からの提案書により各項目を評価いただくところですが、金額につきましては、消費税込みで記載、提案とさせていただきます。

次に、20ページを御覧ください。13、協定に関する事項でございます。

市は、(1)の基本的な考え方に記載のとおり、また、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、市と指定管理者は、(2)協定予定内容の協定を締結することとなります。(3)協定の締結に際し必要な事項は、市と指定管理者が協議の上、定めることとし、また、(4)協定が締結できない場合の措置についても記載しています。

続きまして21ページ、実績評価に関する事項を御覧ください。

市は、指定管理者の指定管理業務の実施状況を把握し、良好な事業の実施、管理運営を確保するために、指定管理期間中に事業報告書の提出、市による立入検査、小金井市民交流センター運営協議会による協議を行うことにより、日々の実績の評価を行います。必要と認められる場合には改善措置を行うよう通知し、または是正勧告を行います。もしそれをもって改善が見られない場合は、指定を取り消すことができる旨を記載しております。

22ページ、15のその他を御覧ください。

(1)は大規模災害等が発生した場合の対応、(2)として、事業の継続が困難になったときの措置、(3)として、募集要項等に疑義が生じた場合または定めのない事項が生じた場合の措置について、記載しています。

今回の審査に当たりまして、応募していただく事業者の方につきましては、企業名を全て明記した上、選定に当たりたいというふうに考えてございます。小金井市の指定管理者の選定に当たっては、ほかの施設については、公平を期するという観点から、皆様にお配りする企画書は、企業名を伏した状態で選定にかけておりますが、今回、宮地楽器ホールにつきましては、業務

の内容が専門的であること等から、アドバイザーの方の過去のアドバイスにも基づき、業者名を明記した上で、提案された内容が果たして本当に実行可能なのかといった点につきましても、審査したいと考えておりますので、このような措置とさせていただきたいと考えております。

次に、業務の基準のほうを御覧ください。こちらの配付資料の「小金井市民交流センター指定管理者業務の基準」について、簡単に説明いたします。

1 ページ目ですが、1 の小金井市民交流センターの役割です。小金井市民交流センター条例第1条に規定する施設の役割について、補足的に説明しているものになります。

1 ページ目の後半からは、小金井市民交流センター条例及び同条例施行規則に規定する開館日、開館時間、使用区分、利用料金、使用申請受付期間について、補足的に説明している資料となっております。

2 ページ目の3、芸術文化により地域文化振興を図るための業務の基準から6 ページ目の7、その他の業務の基準までの項目につきましては、募集要項の指定管理者の業務の内容について、補足として説明している部分になります。

7 ページ目、留意事項につきましては、命名権など、本業務に応募する際に留意すべき事項について記載しております。

それでは、業務の基準に関する説明は以上になります。

次に、作成要領の説明でございます。「小金井市民交流センター指定管理業務提案書作成要項」を御覧ください。

作成要項は、募集要項の1 1、応募に関する事項、応募書類、提案書の作成方法について記載するものとなっております。

I の基本的事項、II 具体的な業務、III その他について、提案に当たっての項目ごとの記載に当たっての方法と対応する書式について説明するものになってございます。

コミュニティ文化課からは、簡単でございますが、以上、資料の説明です。

◎委員長 では、これから順次質疑を行います。

大きく2つの点に分けて質疑をさせていただければと思います。1つ目は、募集要項、業務の基準及び提案書作成要項等について、2つ目として選定基準についてということで分けております。

初めに募集要項、業務の基準及び提案書作成についての質疑を行います。選定アドバイザーのお二人についても、専門的な視点から参考とすべき御発言をお願いしたいと思います。

質疑に先立ちまして、私から一つお願いがあります。これは市のほうの基準にはないということなのですが、もし応募者に不祥事があったり、あるいは重大な事故があったりして、それを全く把握しないで当委員会を選定してしまった場合には、当委員会の選定はいかなものかということが問われかねないということがあります。その懸念があるため、重大事故または不祥事に関する報告書というのを提出していただきたいのですが、様式を配っていただけますか。

◎兼堀企画政策係主任 昨年度の清里山荘のところで使用した重大な事故又は不祥事に関する報告書のほうを皆様へ配付させていただきます。

◎委員長 どのような報告書を出していただくのかというのはなかなか難しく、議論があったところなのですけれども、このような様式でまとめて報告を出していただくということになっております。申請する団体について、過去5年以内に不祥事等を報告してもらうものです。

1として、指定管理業務の取消し、あるいは業務停止命令を受けた、あるいは、国または地方公共団体で入札参加停止措置を受けたとか、あるいは役員、従業員によって重大な事故あるいは不祥事があった、それから、その他として、監督官庁等に報告した重大な事故または不祥事があったようなものについては報告していただくということです。2として、これに対する再発防止策、その実施状況について記していただくというような様式になっております。過去に何件かお願いしてきているわけなのですけれども、こういった報告書を本件についてもお願いしたほうがよろしいのではないかとというのが私の意見でございます。

ただ、これについては、他の地方公共団体で入札停止になっていても、小金井市で入札停止になっていないのを当委員会で見逃しだということでもないですし、業種によっては、例えば労災事故が多いところでは、労災事故についての処分を受けたりというところがあったりしますので、どういう業種を担当しているかによっても状況は異なってくることもあるかと思えます。

これにつきましては、まず、不祥事とか重大な事故がなかったかどうかというのを当委員会として把握するのと、それについて、しっかりした再発防止策は取られているかということ把握するというのが目的であります。

事故があった場合、評価に影響がありそうですけれども、事故があつて、適切な再発防止措置が取られ、それが実施されているということであれば、別にマイナス要因ではないということが大事なところだと思います。適切な再発防止策が取られていれば、それはそれでいいと言うことです。

むしろ、私の個人的な考え方ですが、そういう措置が取られているということで、組織としては不祥事とか事故に対する対応がより強くなっていて、評価できるというところがあるのではないかと、少なくともマイナス要因にする必要はないだろうということでございます。

評価項目には入っていないのですけれども、過去の経緯等があつて、こういう報告書を当委員会として求めてまいりました。本件についてもこれを求めることについて、いかがかということについて、各委員の御意見を伺えればと思っております。

◎委員 1のところの(2)で、国、地方公共団体における入札参加停止措置を受けた場合という、入札参加停止措置ということなのですけれども、こういったところが該当するかなと思えました。また、監査であった事例で、ある自治体が、特別養護老人ホームの大規模修繕工事を請けて、2者連合で入札したのですけれども、Aというメインの事業者が7割、Bが3割取り、工事の比率も7対3で請ける予定が、Aの事業者が、Bと一緒にやらなくて、単独で工事を実施してしまった。

協議しながらやっていたのですが、自治体の締切りが過ぎてから工事が完了しました。遅延利息を自治体から請求されて、2者でやっている以上は責任の分担もしなければいけないというようなトラブルがあったのです。

事業者にそういうトラブルがあっても、まだ係争中ということで、入札資格があって、裁判が終わるまでは入札に参加できることになっています。

そういった場合に、小金井市としては、入札参加停止措置というのを、係争中でも、入札参加をさせないのか、裁判で決着がつくまでは入札ができるのかというところはどうなのかなと思いました。そこは自治体によって違いがあるのかもしれないのですが、裁判は決着するまで意外と時間がかかるので、入札参加停止措置というのは、どういったものなのかというところがちょっと知りたいなと思ひまして、それで質問をさせていただきます。

◎委員長 入札参加停止措置なので、国あるいは地方公共団体から、入札参加ができないという何らかの通知が行くと思うのです。その通知があったかないかで判断すればいいかと思ひます。

本件については、指定管理者として入札へ直ちに参加できないというものでもなくて、そういう事実があったかどうかというのを把握するだけなので、それほど重く考えていただく必要はないのかなと思ひます。

建設業者の関係だと、労災事故で入札停止が一部の自治体であることがありますけれども、もちろん小金井市では入札停止にはしていないというようなものも、一応、報告は受けて、そして、その事故について適切な再発防止措置が取られているということ、ただ、事実だけは把握しておこうということです。

◎委員 この場合は、私の懸念されるような心配は、あまり想定していないということですか。

◎委員長 そうですね。どこかの自治体から通知を受けて、入札停止になったという期間があったか、なかったかということで判断すればいいのかと思ひます。

ですから、(4)のところで、重大な事故または不祥事があった場合ということで、非常に曖昧な表現になっていますけれども、これはまさに、重大かどうかというのは、報告者が一次的には判断する話なので、その辺はやや曖昧なところもあります。

入札停止措置も、正式に通知を受けた場合にはそのとおりですけど、係争中であつた場合には、報告するかしないかというのは、実質的には、事業者のほうの見解によるということになるのかなと思ひます。

この報告書の趣旨というのは、不祥事とか事故があったかどうかというのを把握することと、それに対して適切な再発防止策が取られているか、取られているというのを確認するということでありまして、当委員会としては、この報告書の提出を求めてきたということです。

今回もやりたいというのが私の意見です。

◎委員 私もこの報告書を提出するのはいいと思うのですがけれども、例えば係争中の事業者から、入札があつた場合に、実はほかの自治体と裁判をやっていますということを、自ら言っ

くれるのか。

ただ、事業者が言ってしまうと選ばれなくなってしまうことも考えられますが、係争中の事業者が選ばれている状況を、放置した自治体にも問題があるのではないかと。都合の悪い情報は委員の方に言わないとか、実は事務局の方はみんな知っているというような状況がなければいいんですけども、私が懸念しているのはそれだけです。

こちらの事業者に関しては多分、そういうことは想定しづらいかなと思うのですけれども。

◎**富田企画政策課長** 大筋のところに関しましては、今回の委員会に関しましての取扱いとしては、委員長がおっしゃっていただいたとおりのところかというふうに認識しております。

なお、小金井市につきましては、入札参加資格については、事業者などとの契約に関するの主管部署で、小金井市競争入札参加有資格者指名停止措置要領というものを定めております。

そちらに従いまして指名停止の措置を講ずるということになりますが、措置の対象要件のところ、大きく申しますと、贈賄ですとか契約履行上の事故、契約の不履行、契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為、また、虚偽報告、不誠実な行為といった項目が設定されております。

こちらの中に、明確に係争中の案件に対する報告義務を課しているものはないのですけれども、不誠実なものであるとか、あとは、契約上に関する法令に関するの違法に関するものなどについての部分で、該当するものがあると考えられるようであれば、管財課のほうで指名停止の措置を講じ、それに基づいて当委員会のほうでも、そういった対応を取っていくということになるかと思えます。

ほかの自治体において指名停止がある場合というのは、なかなか問合せをしないと、本来的には確認しにくい部分もございますが、東京都の電子入札に関するポータルサイトの中で、定期的にそのような情報の集約をされたものの公表などがございますので、そういったものを参考にしながら、指名停止については判断をしていくということと、あとは、事業者からの提出書類の中につきましては、報告すべきものを報告していなかったということがあれば、それに対して、参加資格を損なうものであるというような判断を、判明した時点で行っていくというようになろうかと考えております。

◎**委員** そうしますと、わからない場合も想定されるということでしょうか。

◎**富田企画政策課長** 御懸念のとおり、あまりお付き合いのない分野ですとか、お付き合いのない事業者とかの全国的な展開の中での事故とか係争については、その程度にもよるかと思いますが、報道がない場合は、なかなか把握することが難しいところも、あるかもしれないです。

◎**委員** そうですね。報道はできないような内容なので、そういうのが実際にあるということだけ、ちょっと隅に置いていただければいいと思います。

◎**富田企画政策課長** 今後の参考とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

◎**委員長** 私も補足させていただきますと、この報告書については、委員会としてお願いする

というものなので、この中で、例えば入札参加停止措置をどこかの自治体で受けていた、それを失念して書かなかったという場合でも、指定管理者の応募が無効になるということは決してないということだと思います。

実際、全国的に展開している事業者で、例えば労災事故で、短期間の指名停止を受けたというのを、遠方の事業所が把握していないということがあるようです。

ですから、そういう不祥事なり、事故なりがあったというのを自発的に報告していただいて、再発防止策が取られているというのを当委員会としては確認したいというのが趣旨なので、これで排除しますというものではないという理解になるかと思います。

ただ、この報告書の様式で、応募者がそこまで理解してくれるかなというのは若干、懸念が残るかと思います。

◎選定アドバイザー 今の議論を伺っていて思うのですが、実は舞台の上で、かなり大きな事故が毎年、どこかで起こっています。たしか去年、本番中に緞帳が落ちたという事故がありました。幸い、けが人は誰も出なかったのですが、これも事故は事故ですよ。

死傷者が出ない。当然、新聞報道もなされない。だけど、本番中に緞帳が落ちること自体、異常な事態です。こういう報告書できちんと書いて、それは当然、これを書く前に、今後の対応をどうするのか所管である行政と、細かいところを打合せされていると思います。

小金井市民交流センターも12年目で、事故の芽が出始める10年を超えましたので、舞台というところは、皆さん方、もし安全と思っていらっしゃるとうると、大変危険な場所です。天井の上に、1個10キロ、15キロというものがぶら下がっているわけです。地震のときなど、もしかしたら落ちる可能性はあるわけですよ。

このような報告書をきちんと書いて、当然、集めるのは事務局が集めるわけですがけれども、提出されたものは全部、皆さんがそれを読んで判断をなさることが大事なんじゃないかなと思います。

実は舞台の上というのは危険だということを、まず一つだけお話をしておきたいと思いました。けがをする程度の事故というのはかなり起きていますが、それがみんな潜って、見えなくなっているんですね。

もう一つ、昨年ですか、1メートル以上高いところは高所作業ということになりまして、墜落制止用器具をつけないといけないというふうに言われています。それを舞台でもやっているかということですね。

あと、もう一つあるのは、ギャラリーに物を展示するとき、あれは1メートル以上高い脚立に乗って、下げますよね。それを下げる方は、ヘルメットをちゃんと着用していますかということですね。

もしそれで落ちた場合も、これは事故だと思います。国では墜落防止用の器具をつけろという指導をしているわけですから、それでいくと、これも事故になるだろうと思います。

というように、劇場は、ギャラリーだとか舞台は、とても危険な場所だということだけを皆

さんに認識していただきたいと思って発言いたしました。

◎委員長 どうもありがとうございました。

おっしゃるとおりで、事故がもしあったのであれば、あったというのを把握すると同時に、それに対して適切な再発防止策が取られているというところをしっかりと確認していきたい。その上で、この委員会の審議を進めていきたいというのが趣旨でございます。

◎富田企画政策課長 事務局から補足させていただきます。

先ほどお配りしました報告書に関する様式は、従前から活用している場合は、このようなことで報告をいただいているのですけれども、一方で、応募資格のほうになるのですが、募集要項15ページのところに記載がございます。大きい項目11番、応募に関する事項の(1)応募者、(エ)のところがございます。

こちらは、指定管理の施設によって、指名停止処分を受けている者を除外する場合の範囲が、担当課や施設の性格によって異なっております。従前の指定管理などですと、小金井市のみの指名停止としているものもございしますが、今回に関しましては、前回も同様ということで、国、都道府県または区市町村から指名停止処分を受けている者というふうに設定をさせていただいております。

これにつきましては、小金井市の管財課で所管をしております契約については、小金井市における指名停止を除外するというところで統一をされているのですけれども、指定管理につきましては、どの範囲までを指名停止処分の対象とするかというのは、その時々、対象施設によって異なっているものでございまして、自治体によっても考え方が様々でございます。

ガイドラインなどを設定している自治体においては、その自治体のみ、例えば何々市の指名停止を受けている者という基準を設けているものもあれば、今回のように国、都道府県、区市町村からの指名停止処分を受けている者としているものもあり、または、過去2年間にわたって指名停止処分を受けているというような、期間の設定もある場合もございますので、そちらの設定は、どれでなければならないということではなく、その施設の性格によって判断をされているものと考えられます。

今回につきましては、国、都道府県、区市町村からということで、広めに設定をしているようなところがございますので、補足をさせていただきます。

◎委員長 これはなかなか厳しいですね。

報告書については、直ちに応募ができないというものではないので、何回も申し上げますが、事故ないし不祥事があったというのを当委員会として把握して、再発防止策が取られていれば、しっかりしたものが取られているというのを確認した上で、選定の対象としていきたいという趣旨であるということでございます。

今回も提出していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 御異議なしということでございます。時間を取ってしまいましたが、次に進めさせ

ていただきたいと思います。

では、募集要項、業務の基準、提案書作成要項についての質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

◎委員 指定管理者の選定に当たりましては、より多くの団体に応募していただくことが重要だと思っております。そこで、過去の小金井市民交流センターに関わる応募状況が分かれば教えていただきたい。あと、広報の仕方ですけど、市のホームページで書類等をダウンロードということなのですが、そのほかに、広報の仕方を何か考えられているのか、教えていただきたい。

◎中川コミュニティ文化課長 過去の応募状況です。第1期のときは、新しく建ったばかりの施設ということで、ここでは7団体の方が応募していただき、そこから、3団体を2次審査に進めまして、現在、指定管理をしていただいている会社を1者選定しております。

第2期のときは2者で、直近の第3期のときは1者のみとなっております。7、2、1とちよとずつ減ってきている状況であります。

広報の仕方でございますが、まず、市のホームページに掲載する。それから、小金井市でX（旧ツイッター）のアカウントを取っております、コミュニティ文化課としてもアカウントを持ってございますので、それに載せること。主にSNSを利用した公募を考えております。

従前は、もちろん市報にも掲載していたのですが、こちらは市報改革の一環といたしまして、市民向け情報ではない、つまり、事業者向け情報であることから、市報掲載はできなくなってしまったので、SNSを活用した方法を考えております。

◎委員長 どうもありがとうございました。そのほか御質疑等はございませんでしょうか。

◎委員 もう1点、要項の15ページの応募に関する事項の(1)の応募者、ウの応募者の制限、そのところで、各号に該当する場合は指定管理者になることはできないということですが、この辺はどのようにチェックするのでしょうか。団体代表者の本人申請によるものなのか、その辺を教えていただきたいと思います。

◎中川コミュニティ文化課長 こちらの応募者の制限につきましては、小金井市の管財課が規定しており、通常の契約、それから業務委託等の事業者にも、同じような条件を課しているものになりますが、こちらについては、例えば、（ウ）の直近の法人税及びその他の滞納関係につきましては、こちらを証明する書式を応募書類と同時に提出していただくので、そこで分かるのですが、それ以外のところにつきましては、応募していただく方の自己申告に基づくものとなります。

ここに欠格条項としてはっきり明記しておりますので、該当する何かをしてしまっているということが後から判明した場合は、その時点で指定を取り消すという措置をさせていただきます。

◎委員 分かりました。

◎委員長 ほかに質疑、御意見はいかがでしょう。

では私から、募集要項の5ページの上のほうですが、その他のところですが、ここで、「第7自転車駐車場の管理運営は、指定管理業務ではありません」という表現があって、確かに、今回の小金井市民交流センターの指定管理業務ではないのですが、自転車駐輪場の指定管理業務というのは別にあって、その対象になっているので、この表現は若干、工夫していただいたほうがいいのかと思います。

例えば、本件指定管理業務ではないとかというふうに変えていただければ、全体の制度の関係で、齟齬はないのではないかと思います。

◎中川コミュニティ文化課長 御指摘のとおりにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎委員長 そのほか、文言上の問題でも何かございましたら、御質問あるいは御意見をお出しいただければと思います。

◎選定アドバイザー 今回の指定管理者の業務の内容についてですが、ここで、地域の振興とか市民という言い方をされて、特に市民のところちょっと引っかかかっていまして、市民の範囲をどう考えられるのか、要するに、このほかの部分に、障がいの有無にも関係したということが、文言としては出てきていないのですね。

私は、全ての市民という中には、障がいのある方もいらっしゃるのだと思っていますけれども、この文言でいくと、障がい者対応の仕事をしなくていいのねと事業者から言われてしまうかなというふうに、思ってしまいました。

どこかで障がい者に対する芸術文化に対して対応していくのかというスタンスがあると思いますけれども、ぜひ、取り入れられれば入れていただきたいなと思います。

関連法規の中でも、たしか、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律については触れられているのですが、事業の活性化のための取組に関する指針というのが出ていまして、ここで具体的に書いています。

要するに、一般的に劇場法と言われているものに含まれているということで、例えば質問があったときに、答えられれば問題ないと思いますが、市民に対しての規定というのが読み取れなかったという感じがします。

これでいくと、文化芸術を市民が身近に感じるために、例えば、音楽ファンが毎日来てくれればいいですというふうに読めてしまう。では、障がいのある方はどうなんですかということになるだろうと。

今、文化庁でも障がいのある方の文化芸術に対しての支援ということに力を入れておりますので、もし入れられれば入れていただけたらうれしいなと思います。

◎委員長 どうもありがとうございました。

◎中川コミュニティ文化課長 御指摘のとおりだと思いますので、読み取りやすいところに、何か工夫をしたいと考えております。

小金井市が所属しております多摩地域の公共文化施設協会でも、やはり最近、障がいのある

方の文化芸術への参加についてが研究課題となっております、小金井市民交流センターでも、そんなにたくさんの設備を持っているわけではないのですけれども、障がいのある方の利用については、参加していただけるようにという意欲を持っておりますので、その点についても明記していきたいと考えております。

ありがとうございます。

◎委員長 貴重な御提案をいただきまして、ありがとうございました。

◎選定アドバイザー 提案をいただくに当たって、募集要項のところ、施設のミッションとか、どういう趣旨で指定管理を委託するかということ、もう少し具体的に明示したほうがいいと思いました。小金井市第2次芸術文化振興計画を拝見しても、小金井市民交流センターをどのように計画の中で今後、位置づけていくかということが、あまり具体的には書かれていないようなので、ここの施設は、本当に駅の直近で、ほかの中央線沿線の文化施設と比べても、ロケーション的には非常に優位性があると思うのです。

あと、施設も非常にきれいな施設をお持ちですので、やり方によっては非常に発信力があると思うのですが、いろいろなホールを比較してみると、例えば中央線沿線でも、吉祥寺シアターとか、三鷹の芸術文化館とか、座・高円寺とか、そういうホールに比べて、情報があまり入ってこないとか、発信力が若干弱いという気がします。それをなぜかと考えた場合に、今、言ったようなホールというのは、基本的に公益財団法人が施設を運営しているので、運営母体のミッションと施設のミッションと、委託側の市のミッションというのが、整合性が取れているとか、一致していることによって、文化芸術をどのように振興していくかというのが明確になってきていると思います。小金井市民交流センターは、民間事業者さんの事業共同体が現行で指定管理者になっておりますので、民間事業者はやはり株式会社ですので、定款上、市の文化振興をするというようなことは明記されていなくて、やっぱり株式会社としての定款の範囲しかないので、受託しているところはきちんとしているところだと思いますけれども、もう少し市が、小金井市民交流センターで芸術文化を振興していくに当たって、計画を受けて、どういう視点でやっていくんだということが、要項上、よりミッションとして明確に出るような形で、それに合うような形の提案をいただくというようなことをすれば、より市のミッションとこの劇場のミッションが明確になっていくのかなという気がいたします。

◎委員長 いかがでしょうか。どうぞ回答をお願いいたします。

◎中川コミュニティ文化課長 駅からすぐ来ていただけるというところを褒めていただくことが多々ありまして、うれしいところだと思っておりますが、確かに発信力ですとか、独自性とかを出すところに若干苦勞しております。ミッションを明確にした上で、そこに力添えをしていただけるような提案を求めるところを最初に書いたほうが、確かに応募していただける方も、それぞれの色を出しやすいかと考えますので、おっしゃるとおり、市としてはこの施設でこういうことをしたいと考えているというのは、記載させていただきたいと思います。

◎選定アドバイザー その関連で、民間の指定管理者さんであっても結構、発信力が強い会館

というのも幾つかあるわけですが。私が指定管理に関わった中でも、例えば葛飾区さんなんかは、提案書の中に、芸術文化に関する芸術監督ではないのですが、責任者みたいなものを、アドバイザーみたいな方として置くというようなことを提案書の中に書いて、その方の考え方で、指定管理者として、芸術文化をどのように推進していくということを明確に出しているような提案の仕方もある、確かに指定管理者のほうで館長さんを置いています、どちらかというと、現行の会社は施設運営が中心の会社なので、事業企画みたいな芸術文化の企画についてのアドバイザー的な方というのは置いていないと思うんですね。

そんなことで、もし市のミッションとしてこういうことをやっていくのであれば、それに応えるような芸術文化の責任者みたいな方を提案してもらおうとか、そういうやり方であれば、民間事業者さんでもそういう部分を提案していただけるのではないかと思います。

参考までです。

◎委員長 よろしいでしょうか。

◎中川コミュニティ文化課長 ありがとうございます。

◎委員長 そのほか、いかがでしょうか。

◎選定アドバイザー 今回の募集要項と業務の基準、ここをかなり細かく書き込まないと、まづやらないと思っていただいたほうが良いと思います。

要するに、ぎりぎりの人工で予算を組み立てていらっしゃると思うんですね。その中で、要項と基準、それから、これから質問があって、それに回答が出ますよね。あれも業務の基準の延長みたいなものですから、そこにはないことは原則やらなくても、要するに満額頂けるといふように、民間としてはやっぱり考えますね。

これに付随してこれをやらなくてはいけない、そのために人を雇ってこの事業をやろうということは、まずあり得ないと思っていただいたほうが良いと思いますので、きちんとやってほしいこと、先ほど選定アドバイザーがおっしゃったように、ミッションとしてこれはやってほしいと、分かりやすく書き込んでおかないと、まずは、やるということまではいかないだろうかと僕は思います。

できるところからきちんと膨らませながら、相手に対してやってもらうように、うまく持っていけないといけないのかなという気がいたします。

先ほど課長がおっしゃったように、全国公立文化施設協会としては、地域も行政も含めて、劇場を使っただけの共生社会ということをすごく強く意識し始めております。小金井市民交流センターの駅からのアクセスの良さ、それから、段差の問題も幾つかありますが、障がいのある方が、より舞台を楽しむための劇場として、僕は期待をしております。ぜひこの要項の別紙でもいいですから、考えられたほうが良いと思うので、よろしくお願いします。

◎委員長 担当課、お願いいたします。

◎中川コミュニティ文化課長 意識して、追加させていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎委員長 そのほか、いかがでしょうか。

では、私から1点、募集要項の11ページに経理に関する事項がありまして、(2)のAのところ、市が負担する費用で指定管理委託料ですが、ここで、参考価格というのが出ております。これは5年間のトータルですか。

◎中川コミュニティ文化課長 5年間のトータルです。

◎委員長 これ以下ということですね。

◎中川コミュニティ文化課長 ここまでが上限です。

◎委員長 応募者が出してきた場合、金額も一つの要素にはなるということですか。

◎中川コミュニティ文化課長 安さだけで文化ホールを運営しているわけではないので、先ほどミッションの話が出ましたけれども、施設をうまく使っていただいて、市民の方に沢山来ていただいて、好かれる施設にさせていただけるということに一番価値を見いだしたいというふうに考えておりますので、この条件以内に収まっているのであれば、金額の多寡は、そこまで大きな評点には結びつかないかというふうに考えております。

◎委員長 ありがとうございます。

選定の審査に当たってもそういう考え方で、要するに、この参考価格の範囲内でよりよい仕事をしてくださいということで、そういう観点から選定に当たっての審査をするということでもよろしいですか。

◎中川コミュニティ文化課長 はい。お願いいたします。

◎委員長 ありがとうございます。

◎委員 今回の指定管理料の参考価格のことですが、前回の5年間の実績がどのくらいだったのかということと、支払いの方法が、実際に候補者が決まった後に、個別のお話合いの中で決めるということですか。

事業者にとって金額は大きいですから、年1回なのか、毎月なのかということで、資金繰りにはかなり大きな影響になってくると思うのですが、そこら辺の前回についても教えていただければと思います。

◎中川コミュニティ文化課長 実は今回初めて、5か年の総額を記載させていただいております。前回までは、1年ずつの金額を記載しておりまして、年度につき2億2,000万円、税抜きを上限としますという記載をさせていただいております。

今回、5年間の総額にしたのは、現行の指定管理者とも相談の上、複数年度でやるような事業を組む場合を考えると、1年間の上限をそれぞれの年度で定められていると非常に事業がしにくいという相談がございまして、その相談事項を酌んだ上で、5年間総額なので、1年目と2年目でかかる金額が異なっても、5年間の総額で上限以内に収まっていれば、そこは問わないという意味を込めまして、5年間の総額とさせていただいております。

支払い方法につきましては、基本的には市の会計ですので、会計年度ごとですけれども、支払いの方法ですとか回数につきましては、事業者との協定書の中で規定させていただきます。

で、先方の意見をなるべく酌むようにはしております。

ちなみに現状では、年に6回、2か月に一度の支払いというふうにさせていただいております。

◎委員長 ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

募集要項、それから、業務の基準及び提案書作成要項については、以上でよろしいでしょうか。

では次に、選定基準についての質疑をお願いいたします。

評点票と評点に対する対照表をつけていただいておりますけれども、これに基づいて、トータルは委員ごとに150点ということです。

◎委員 これにつきましては、前回と変わった点があるのでしょうか。

◎中川コミュニティ文化課長 前回との変更点はございません。

◎委員長 よろしいですか。

◎委員 はい。ありがとうございます。

◎委員長 これは企画政策課長に質問させていただきたいのですが、指定管理者の選定というのはいろいろやってきましたけれども、今回の小金井市民交流センターの選定の基準について、特徴的なものというのがありますか。

◎富田企画政策課長 担当課のほうから御説明したとおり、項目自体は前回との変更はないのですが、他の施設と比べまして、芸術文化に関する部分がございますので、そのところについての評価が含まれているというところが特徴となっております。

また、他では特段、レセプション業務の計画とかそういった特定の業務、特定の役割に関してというよりは比較的、業務全般に関しての評価をいただくような指標が多くなってございますが、その辺りについて、細かい評価が重要になってくる部分について含めている点が、大きな特徴と考えております。

◎委員長 また私から質問させていただきたいのですが、先ほど御意見がありました、例えば障がい者に対する対応とかというのは、この評価では全く出てこないのですが、どこかに入れていただくことは可能でしょうか。

◎中川コミュニティ文化課長 障がいの方に対する対応については、現在でもやっておりますけれども、評価点として、募集要項に明記していないことから、評点票に入っておりません。ただし、先ほど御指摘をいただいたところですので、明記するか、あるいは、評点票の2番等に含ませていただくかして、提案があった場合に、その提案を評価できるような仕組みに変えさせていただきたいというふうに考えているところです。

募集要項との対応が必要になるものだと思いますので、両方を変えるのであれば連動して変えるように、変えない場合であっても、どこかでその点を拾えるように作り込みたいと考えております。

◎委員 配られている書類で、自己資本比率計算書があるのですけれども、総資本から自己資

本、要するに、借入に依存していない比率を計算して、目的としては、財務健全性というか、倒産リスクがないということを確認するためだと思うのですが、この評価を評点票で反映させるには、これはどこになるのでしょうか。財務安全性という意味なので、どこかなと思ったのですが。

◎中川コミュニティ文化課長 大きい1番の4の「経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること」のところ、見ていただけたらと考えております。

◎委員 自己資本比率というか、財務安全性について、評点の満点が5点ということですか。

◎中川コミュニティ文化課長 全ての配点が1点から5点となっております。先ほどもお伝えしたとおり、安ければいいのかとか、あるいは、大企業で安定はしているのですが、あまり小金井市のことを考えてくれないようなところでもいいのかといったような観点がございまして、全ての評点について同一基準で、満点でも5点までというふうに設定させていただいたものになります。

◎委員 分かりました。

◎選定アドバイザー 質問ですが、評価基準の5番の項目6の貸館の利用料金設定が適切であるかという評価ですが、利用料金制を取っているので、指定管理者のほうで自由に設定できると思うのですが、市の指定管理の積算上は、条例の最高額で積算しているのですよね。

そうすると、それよりも安い利用料金を設定すると、事業者のリスクになるということですか。そうすると、事業者のリスクでそういう利用料金が、安く提案した場合は、それは評価するというような感じで、この項目があるのでしょうか。

◎中川コミュニティ文化課長 安いことのメリットもあるのですが、本当にそれで収支が成り立つのか、安く設定していただくのは構わないのですが、それで5年間の収支は本当に大丈夫なのかといった点を提案していただきたいですし、今現在、条例の上限でやっているもので、極端に低く設定してきたのであれば、それがなぜなのかというところを説明していただく必要があるかなと考えているところです。

◎選定アドバイザー 条例の最高額で提案してきても、いわゆる、そこの評価は3になるのですか。それとも、4とか5でもいいということですか。

◎中川コミュニティ文化課長 こちらの評点票のそもそものつけ方にも関わる御質問かと思うのですが、1から5までの段階に関しまして、求める基準を満たしているのであれば、まず3で、そこからさらに上回るものが提案された場合に4、明らかに全国有数の事例であるとか、非常に素晴らしいということが認められるときに5というふうに考えております。今の御質問いただいたことに回答させていただきますと、申し分なくできていれば3というふうに、考えているということになります。

そのため、5がつくのは、非常に飛び抜けた、優れた企画が来た場合のみと考えております。

◎選定アドバイザー 5は、安いから5になるのかしら。

◎中川コミュニティ文化課長 安くても、それが本当に5年間続けられるのかが不安だという

評価になってしまうと、逆に評価できなくなってしまうのかと。本当にこの安さでできますかということ、ぜひプレゼンのときに、聞いていただく必要があるのかと思います。

つまり、安いことがいいことだとは考えておりません。

◎富田企画政策課長 事務局からも補足させてください。

募集要項の18ページを、御覧いただきたいのですけれども、一番上に、(ウ)とあるんですが、選定委員の皆様による審査の結果、応募者の総合計得点が全区分の配点合計得点の60%に満たない場合、つまり、150点の60%に満たない場合、または、各区分における評価項目の合計得点その区分の配点合計得点の40%に満たない場合、1から5のところのそれぞれが40%欠ける場合というものが、1次審査の中であった場合には、2次審査は進めないというふうな足切り基準のほうを設定してございます。

ですので、今、コミュニティ文化課長からも申し上げましたが、審査の中で御判断をいただく部分と、それぞれの専門的知見をもって検討いただく中で、金額が低廉であるほうが、市民にとっての利益を考えるとということで評価していただく委員と、逆に、経営の安全性から考えて適正な価格を設定するほうが、継続性、事業の安定性の観点から高評価ができるということで、委員によって、こちらについては、評価の基準が異なるような御評価をいただくということがあってしかるべきものというふうに考えております。

◎委員長 ありがとうございます。

評点票については、最終的には各委員がそれぞれの御判断でお書きいただくということなので、全体のところの基準というのは、先ほど担当課のほうからもおっしゃっていただいたようなところかと思うのですけれども、具体的な評価については、各委員にお任せいただくということでよろしいかと思います。

そのほか、選定基準について、御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

では、その他、小金井市民交流センターの指定管理者の公募について、何か御質疑はございますか。

特にないようでしたら、本件についての審議は以上で終了いたします。

それでは、参考意見として、選定アドバイザーのお二人から、公募の内容に関して、それぞれ総括意見をお伺いできればと思います。

まず、■■■■選定アドバイザーいかがでしょうか。

◎選定アドバイザー 繰り返しになるかもしれませんが、この交流センターができたときと、それから今、これから10年ぐらい先までの間の地域の文化施設の役割というのは、変わってきている、変わってくるべきであるというのがあります。

特にこちらは、中央線一本で都心まで行けるといって、言ってみれば都内に人を供給している場所なのでしょうけれども、地域で何をしたいかということ、これを私はパルテノン多摩のときに、すごく実感いたしました。あの巨大なベッドタウンと、こちら僕らは、似ているのではないかなと思います。

ぜひ、市民というものをどういうふうな捉え方をするかというのは、これは設置者である自治体もそうですし、皆さん方もお考えいただいて、そこに何を劇場が提供するのか、それから、ほかにも幾つか、指定管理でいろいろな施設をこれから決めていかれるんだろうと思うんですが、その本来目的をきっちり見ていかないといけないのではないかなと思います。

それからもう一つは、先ほどお話しした、舞台の上というのは危険ですよということ、何か災害があったときに、避難場所とおっしゃるかもしれませんが、舞台の上も天井も、大変危険ですし、いろいろなものが落ちてくる。そこに皆さん、晴れの舞台として来られるわけですから、それをどう安全管理をきちんとしていくのかというのは、これはまさに現場でやる指定管理者の大きな仕事ですね。それがどう表現できるかということ。

たしか1回目のときでしたか、今は亡くなりましたけれども、鈴木先生というのが、よく楽屋から舞台のほうに顔を出して、舞台の親方を怒っていました。若いのをしょっちゅう替えて、ここは若い舞台屋を育成する場所ではないぞ、市民に向かえと怒っていたのですね。

日常的に管理する行政の仕事かもしれませんが、そういう誠意がある事業者なのか、メインを受けるところ、舞台技術を受けるところ、幾つかの会社が受けて、分割してやっていることが多いと思うのですが、それをどういうふうに管理するのか、重要なことだろうと思います。

ですから、四半期ぐらいには内容チェックをなさっていらっしゃると思うのですが、指定管理者選定委員で皆さんの方の立場をお受けするときに、必ず言っていましたのは、5年ならば2年半ぐらい、3年目ぐらいに中間報告を、行政が受けるのではなくて、審査をして選んだ人がチェックするというシステムを取れませんかねというお願いをしています。要するに外部評価ですよ。これをやることで、相互の緊張感が出てくる。

今回、4回目になるのですでしたか。ということは、悪い言い方をすると、行政と指定管理者との間でなれ合いが起こる可能性があります。それをよく、公的財団なりが運営するとなれ合いがあって良くないとおっしゃるのですが、同じことが起こる可能性があります。

ですから、相互に緊張感を持って運営をして、市民にサービス提供するという形、何がいいかは、まだいろいろあると思うのですけれども、ぜひ御検討いただいて、中間外部評価というをやっていくことで、より相互に緊張感ができるのではないかと思います。

◎委員長 ありがとうございます。■■■■選定アドバイザーお願いします。

◎選定アドバイザー 先ほどの繰り返しにもなりますが、この施設のファシリティーとかロケーションというのは、非常に優位性があると思います。あとは、ここで何をやっていくかということは、市のほうのミッションとして何を考えていくかということが非常に重要で、それには地域の文化資源とか、そういうものをもう一度見直して、小金井市として何を発信していくのかだということを、このホールを通して実現していく必要があると思います。

それで、皆さんの名刺を見ると、子どものキャラクターが描かれていますけど、劇場でも、例えばベビーシアターとか、子ども向けの企画をやっていくとか、いろいろ小金井市の特徴を出していけるようなものというのはあると思うので、それを、事業者の提案を待っていてもな

かなか出てこないのです、まずは市側から、こういうミッションでこのホールを運営していきたいんだということを明確にしていくことが重要なと思いますので、そこの検討をして公募をしていただければというふうに思います。

◎委員長 ありがとうございます。

では、ここで休憩を取りたいと思います。

(休憩)

◎委員長 では、委員会を再開いたします。

本委員会として、小金井市長から諮問のあった、小金井市民交流センターの指定管理者の公募についてということについて、これにつきましては基本的に、「諮問のとおり認める」ですが、答申に当たり付する意見として、選定アドバイザーの方からもアドバイスがありましたけれども、「地域の文化施設としての役割、ミッションについて募集要項内に明記されたい。」ということを入れていただければと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、御異議ないということでございました。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げたとおり答申するというところで決定いたしました。

次に、本件に関して、1次審査及び2次審査の在り方について協議をさせていただきたいと思えます。

事務局からお願いいたします。

◎富田企画政策課長 1次審査につきましては、先ほど決定いたしました選定基準に基づき、書類選考を行います。応募状況にもよりますが、総合的に合計点数上位3者までを1次審査通過といたします。1次審査では、応募のあった書類を事前に各選定委員へ送付しますので、事前に書類による評点を行っていただきまして、その上で委員会での質疑を行います。質疑の後、その内容を参考に評点の修正を行っていただきます。最終的には、選定委員がそれぞれの評点結果を基に協議の上、合計点の上位から3者までを1次審査合格とします。

2次審査につきましても、同じ評点基準により実施しまして、審査内容はプレゼンテーションで行いたいと考えております。応募団体への質疑を行った後に採点を行い、その点数を基に協議の上、合計点の上位から指定管理者の候補者とすべき順位づけを行います。2次審査の時間としましては、1者当たりのプレゼンテーション20分、質疑30分、審査10分の合計60分で行うという形の提案をさせていただきたいと思えますので、御協議のほどお願いいたします。

なお、2次審査におきましては、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用は可とし、要約版等の追加資料の配付は認めないこととしたいと考えております。併せて御協議のほどお願いいたします。

◎委員長 事務局から、今後の1次審査、2次審査について提案がございました。御意見があれば伺いたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

◎**委員長** それでは、1次審査、2次審査について、事務局の提案のとおりとすることで御異議がございませんでしたので、異議なしと認めます。したがって、本件については事務局の提案のとおり決定いたしました。

それでは、委員会の日程について協議いたします。

事務局の説明を求めます。

◎**富田企画政策課長** 事前に各委員と調整をさせていただきまして、資料3のとおり、今年度は合計6回の開催とさせていただきたいと思えます。

今回は、7月12日金曜日、午前10時からの開催となりますので、よろしくお願ひいたします。場所などの詳細につきましては、本日机上に配付させていただいております次回の開催通知を御確認くださるようお願いいたします。

なお、資料につきましては、今週中に郵送させていただく予定でございます。

◎**委員長** 皆様よろしいでしょうか。それでは、事務局案のとおり開催することといたします。

以上で、本日の議事全て終了でございます。

これをもって閉会といたします。皆様、大変お疲れさまでございました。

(午後0時13分閉会)